

京都市告示第607号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和4年3月15日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
小田部 学	訪問鍼灸マッサージK E i ROW 京都上京区ステーション	上京区上立売通室町西入る 上立売町16番地	令和4年1月31 日
佐々江 彰	コロコロ鍼灸整骨院	左京区高野西開町54	令和4年2月7 日
石川 和馬	コロコロ鍼灸整骨院	左京区高野西開町54	令和4年2月7 日
三木 悠史	出張専門鍼灸院 三木 悠 史	左京区岩倉中河原町90	令和4年2月10 日
柳ヶ瀬 あづ さ	株式会社ウィルデザイン 訪問マッサージなないろ治 療院	下京区烏丸通五条下る大坂町 400 三善ビル6階	令和4年2月14 日
三宅 智久	四条河原町整骨院	下京区寺町通仏光寺下る恵美 須之町543	令和4年2月17 日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)